○厚生労働省令第百四十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第十四条の四の改正規定の次に次のように加える。

第三十三条第二項中「第六条第二項」を「第七条第一項」に改める。

第一条のうち児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の改正規定の次に次のように加える。

○厚生労働省令第百五十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十三年政令第四百七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十一日

厚生労働大臣　小宮山洋子

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第一条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準）

第十八条の二　法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、法第六条の二第三項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請についてはこの限りでない。

前項の規定は、法第二十一条の五の十六第一項の指定障害児通所支援事業者（法第二十一条の五の第一項に規定する指定障害児通所支援事業者をいう。）の指定の更新について準用する。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準）

第二十五条の二十一の二　法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

前項の規定は、法第二十四条の十第一項の指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）の指定の更新について準用する。

（食品衛生法施行規則の一部改正）

第二条　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　令第八条第二項第一号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

二　純水装置、定温乾燥器、デイープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

令第八条第二項第二号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。

第三十七条中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改める。

（医療法施行規則の一部改正）

第三条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条の十四第一項第十二号の二中「第二十一条第一項第十一号」の下に「及び第十二号」を加え、「及び第二十一条第一項に掲げる施設」を削り、同条第五項第二号中「第二十一条第二項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「及び第二十一条の四第一項に掲げる施設」を削る。

第二条の二中「都道府県知事は、法第七条の二第一項又は第二項の規定により病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請があつた場合において、当該地域における既存の病床（当該申請に係る病床が療養病床又は一般病床である場合は、診療所の病床を含む。以下同じ。）の数を算定するに当たつては」を「法第七条の二第五項の厚生労働省令で定める基準は」に改める。

第六条の五の次に次の一条を加える。

第六条の六　法第十八条の厚生労働省令で定める基準は、病院又は医師が常時三人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

第七条中「医師が常時三人以上勤務する」を削り、「第十八条ただし書」を「第十八条ただし書」に改める。

第十六条第一項第十二号中「病院にあつては法第二十一条第一項第一号に規定する消毒施設のほかに必要な消毒施設を、診療所にあつては」を削る。

第十九条第一項中「、歯科医師、看護師その他の従業者」を「及び歯科医師」に改め、同項中第三号から第八号までを削り、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「取扱処方せん」を「取扱処方箋」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法第二十一条第三項の厚生労働省令で定める基準（病院の従業者及びその員数に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、都道府県が条例を定めるに当たつて従うべきものは、次のとおりとする。

一　薬剤師　精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）

第三十六条の二中「第十条第一項第五号」を「第十条第一項第四号」に改める。

第一条のうち児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第九十条の改正規定の次に次のように加える。

第九十四条第一項及び第六項中「第三条第二項各号」を「第三条第三項の都道府県で定める条例」に改める。

附則第五条のうち児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の第六条第十三号、第六条の八第一項、第二十五条の二十八第二項第六号、第三十六条の三十五第一号から第三号までの規定並びに第三十六条の三十八第一項第六号及び第二項の改正規定の次に次のように加える。

第二十四条第五項中「第十条第一項第五号」を「第十条第一項第四号」に改める。

第二十五条第一項第一号の二中「第六条第二項」を「第七条第一項」に改める。

附則第六条の次に次の一条を加える。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第六条の二　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号ヘ中「第十条第一項第五号」を「第十条第一項第四号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。